

愛媛県公害防止条例の改正概要

(背景)

一部企業の排出基準超過・測定記録改ざん等の不適正事案が発生し、大気汚染防止法・水質汚濁防止法が改正されたことを受けて、横出し条例である公害防止条例においても同様の規制を行うもの

(目的)

自主測定の実績改ざん等に対し厳正に対処するため、ばい煙又は排出水の汚染状態の測定結果の記録義務違反に対して罰則を設ける等の改正。

[概要]

1 ばい煙排出に係る改善命令・一時停止命令の要件が見直されました。

基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき

下線部を削除

2 測定した記録の保存義務が規定され、罰則の対象となりました。

ばい煙（排出水）排出者は、ばい煙量又はばい煙濃度（排出水の汚染状態）を測定し、その結果を記録しておかなければならない

記録し、これを保存しなければ 保存期間3年間（規則）

3 罰則が強化されました。

20万円以下の罰金 10万円

既存施設が規制対象となった場合等の届出義務違反（ばい煙・粉じん・排出水）

施設設置・変更の届出後60日間の実施制限違反（ばい煙・排出水）

虚偽報告・立入検査忌避（ばい煙・粉じん・排出水）

2の記録義務違反・保存義務違反・虚偽記録 （追加）

4 施行期日 平成24年7月1日